

日本における難民の課題と オルタナティブな支援の形 「難民」から「難民人材」へ

The Challenges of Refugees in Japan
and Alternative Forms of Support"

フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社
〔最終更新：2023年12月〕

0 ABOUT US

フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社 (PA inc.) は、「世の中の課題に、人々が自ら解決策を生み出し続ける社会」の実現を目指して活動しています。私たちは以下の事業を通じて、個人や財団の方々が、すぐに、楽しく、真剣に課題解決に取り組めるようご支援します。

1. フィランソロピー・アドバイザリー

- ▶ 社会貢献活動の企画、実践、運営、事業評価等のアドバイザリー。

主に個人・財団法人が実現したい「ミッション」や「価値観」に基づき、社会に良いインパクトを生み出す活動を日常生活や事業などの様々な場面で行っていただくためのあらゆるサポートを行います。

2. フィランソロピー・スター・サポート

- ▶ これから社会貢献活動を始める方の、財団法人等の設立事務・組織運営受託。

フィランソロピー活動を行うための、法人設立から運営、事業の企画から実行までを包括的に支援します。また、既に設立済みの法人のバックオフィス、事業の企画・実施も承ります。

ご多忙な方が、フィランソロピー活動を速やかに負担なく始められるよう、また、法人設立後も、重要な事業の戦略策定や活動に注力していただけるようサポートします。※これらのサポートは、必要に応じて、士業の方々と連携して実施します。

3. フィランソロピー・人材育成/紹介

- ▶ フィランソロピー・アドバイザーの育成/紹介。

フィランソロピー活動において、社会課題や活動に精通した専門家がいることで活動の質は高まります。私たちは効果的な活動をともにつくるパートナーである、フィランソロピー人材を育成し、ご紹介します。

4. 調査研究事業

- ▶ 国内外のフィランソロピーやインパクト投資の動向に関する情報収集、分析、発信。

フィランソロピー活動を始めたい方、既に活動されている方にとって、有益な国内外の情報や調査研究を実施し、発信していきます。

企業概要

社名	フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社 (PA inc.)
設立	2023年3月
所在地	東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号桑野ビル2階
代表取締役	小柴 優子　藤田 淑子
ミッション	個人が、「よりよい社会づくり」と「自身の価値観の実現」を行いやすい環境をつくる。
ウェブサイト	https://pa-inc.jp/



INDEX 目次

2	0. ABOUT US
3	目次
4	1 はじめに
7	2 難民について
7	2-1 難民の定義
7	2-2 日本の難民受け入れ
9	2-3 日本の難民支援(政府)
9	2-4 難民審査認定とは
9	2-5-1 難民認定の流れ
11	2-5-2 偽装難民と補完的保護
11	2-5-3 難民認定申請中の期間と申請者の状態について
11	2-6 難民認定審査の論点
12	2-7 「難民」と「難民認定申請」
14	3 難民当事者が直面する課題
15	3-1 生活
15	3-1-1 精神面
15	3-1-2 言語支援
15	3-1-3 情報
15	3-2 住居
16	3-3 社会保障
16	3-4 生活資金
16	3-5 就労
17	4 各課題に取り組む団体
17	4-1 生活
18	4-2 医療
18	4-3 就労
18	4-4 包括的支援
19	5 課題解決のためのレバレッジポイント
19	5-1 言語(日本語教育)
19	5-2 住居
19	5-3 就労
20	6. 支援先のご提案
20	6-1 WELgee 事業概要
21	6-2 過去の取り組み・実績
22	6-3 事業計画
24	6-4. 資金計画
26	参考文献

1 はじめに

本調査は、私たちフィランソロピー・アドバイザーズ株式会社の調査研究事業の一環で、私たちが喫緊の課題の一つと考える、日本における難民の状況についてまとめたものです。その中でも課題解決に大きく貢献しうる団体の取り組みについて詳しく紹介し、本課題に関心のある資金提供者に対して支援検討の参考にしていただく目的で執筆しました。

2022年に始まったロシア軍によるウクライナ侵攻により、日本でもウクライナ避難民の受け入れが行われました。ウクライナ侵攻はメディアでは大きく取り上げられましたが、メディアには取り上げられなくとも、世界では同様に、紛争や迫害等によって自国で暮らすことが困難となり難民として他国へと逃れている人が大勢います。

日本にもこのような難民の方々は辿り着きますが、難民認定率は2.0%と低く、先進諸国と比較すると日本で難民認定を受けて生活していく事は、極めて難しいと言えます。日本では、ほとんどの難民が、難民として認定される審査を待つ「難民認定申請者」という、法的・社会的・経済的に不安定な立場で放置されていることが問題視されています。

「難民問題」は、難民認定という画一的な課題ではなく、難民の生活面、法制度、認定の仕組み等、複数の課題が絡み合った問題と言えます。

当レポートは、以下のメンバーとの協働で作成されました。

NPO法人WELgee 代表理事 渡部カンコロンゴ清花

理事・事業統括 山本菜奈

理事・リソース部門統括 渡辺早希

PR部・ファンドレイジング部統括 林将平

龍谷大学大学院生 安井慶子

フィランソロピー・アドバイザーズ株式会社 代表取締役 小柴優子

代表取締役 藤田淑子

*当レポートは、当社代表、小柴優子、藤田淑子が一般財団法人社会変革推進財団在籍中から手掛けていたものを、
2023年5月以降、フィランソロピー・アドバイザーズ(株)で完成させ公表するものです。

難民の課題 サマリー

1. 難民とは(日本の定義)

人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、又は、
政治的意見を理由として迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するために
国籍国外にいる者であって、
その国籍国の保護を受けることができないか、又は、それを望まない者

出典:難民条約第1条又は議定書第1条の規定

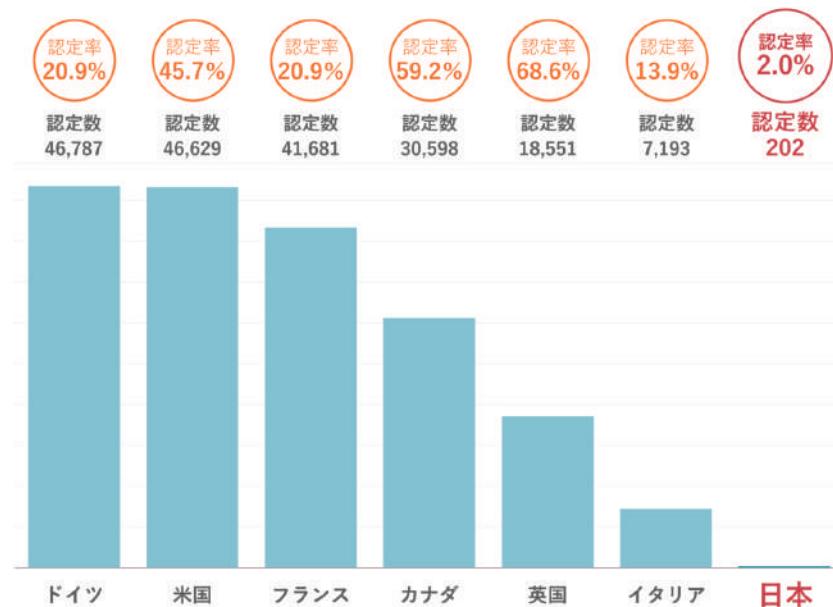
2. 世界で、故郷を追わされた人の数



▲ 2022年末時点で、紛争や迫害、暴力、人権侵害、公共の秩序を著しく乱す事象により、強制移動に直面した人の数

3. 各国の難民認定率

日本は2.0%。諸外国と比較して、著しく低い。



▲ 出典:難民支援協会「日本の難民認定はなぜ少ない?—制度面の課題から」

4. 日本の難民認定制度

難民認定の申請から、審査請求の結果が出るまでにかかる期間は平均で約4年。そして、98%が認定されない



5. 課題のレバレッジポイント

日本で安心して暮らせる生活基盤を作る要素

- ①日本語 ②住居 ③就労

6. WELgeeのアプローチ

「難民」ではなく「人材」として迎え入れる。

- ▶「難民認定による在留資格」ではなく、「企業での就労による在留資格」への切り替え
- ▶キャリア形成のための育成事業(日本語教育、メンターシッププログラム等)

2 難民について

2-1 難民の定義

難民条約によって難民が定義づけされる以前から他国へ逃れる人（難民）は存在していましたが、難民が急増したのは第二次世界大戦後です。そこで難民の人権を守るために国際条約として1951年に「難民の地位に関する条約」、1967年に「難民の地位に関する議定書」が国連の会議にて採択されました。国際的には、この2つを合わせて「難民条約」と言います。

難民条約第一条では「難民」は以下の4点を軸に定義されています。

- 1)「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見」を理由として
- 2)「迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖」を有するために、
- 3)「国籍国外にいる者であり、
- 4)「国籍国の保護を受けることができない者又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」

日本では、難民条約第1条又は議定書第1条の規定により”人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者”と定義されています。

(引用：法務省入国管理局より)

2-2 日本の難民受け入れ

現在、紛争や迫害等によって故郷を追われた難民や国内避難民は世界全体で1億840万人（2022年12月時点）います^{*1}。そのなかで、国外に避難した人の出身国は、内戦が続くシリアが最も多く（約650万人）、続いてウクライナ（約570万人）、アフガニスタン（約570万人）となっています。また、これらの難民の70%以上を近隣の開発途上国が受け入れており、難民だけでなく受入れ国側への支援も必要な状況です。

日本は1970年代後半のインドシナ難民の大量流出を受け、1981年に上記難民条約に加入し、11,319人のインドシナ難民を受け入れました。その後、1982年に難民認定制度を導入し2019年までの37年間で、難民認定申請数は81,543人となっています。しかし、条約難民^{*2}として認定されたのはわずか794人（全体の0.97%）にとどまります。また、難民としての認定はされなかったが、人道上の配慮を理由に在留が認められた者は2,665人（全体の3.27%）です。そして、第三国定住^{*3}の仕組みにより2010年から2019年までにミャンマー難民194人を受け入れました。近年では、新型コロナウイルスの感染拡大により入国者自体が激減したこと、2021年に難民認定を申請した外国人は2,413人となり、前年（3,936人）から約4割減少しました。

認定NPO法人難民支援協会によると、図表1（7頁）で示すように2022年の日本の難民認定数は202人で認定率は2.0%でした。それに対して、ドイツは4万6787人で認定率20.9%、カナダが3万3,801人同62.1%、フランスは3万2,571人同17.5%^{*4}です。単純比較はできませんが、欧米と比較すると日本の難民認定率の低さが顕著となっています。

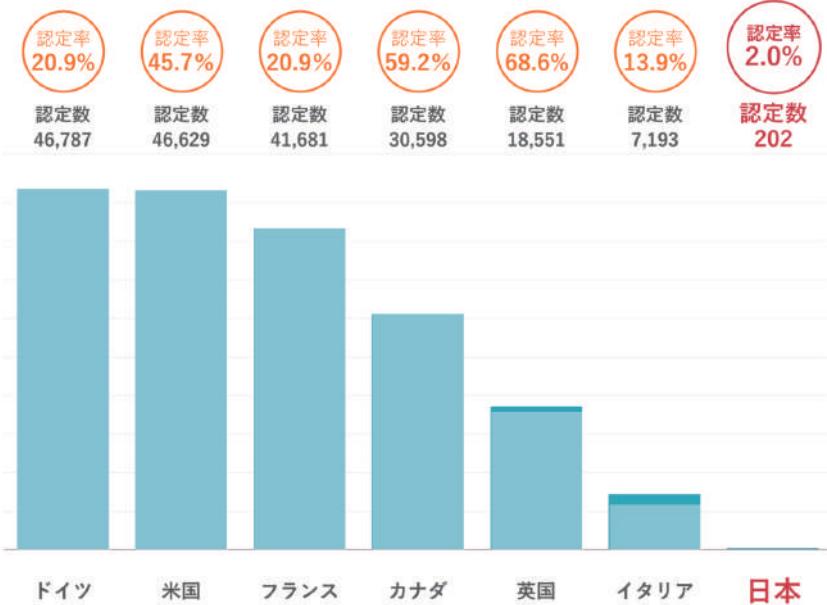
*1 UNHCR Global Trends 2022

*2 昭和56年条約第21号「難民の地位に関する条約」に定義された難民の要件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によって認定された者。

*3 難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求める国から、新たに受入れに合意した第三国に移動させることを第三国定住による難民の受け入れと言い、これにより受入れる者。自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つとして位置付けられている。

*4 UNHCR Refugee Data Finder, 法務省発表資料

図表1：難民認定数の各国比較（2022年）



▲ 難民支援協会「日本の難民認定はなぜ少ないか？－制度面の課題から」

広義の「難民」に含まれる外国人の日本での法的立場は多岐にわたります。ウクライナのような特例のかたちでの避難民（2,113人^{*5}）、政府に既に認定され定住者として暮らす認定難民（794人）、そして難民認定のための申請をして結果を待っている状態にある難民認定申請者（9,299人^{*6}）、その他第三国定住の枠組みで来日した者や、インドシナ難民、留学生として来日したが在学中に祖国の情勢が変化し帰国できなくなった後発的難民状態の者もいます。この中でも人数規模が大きく、すでに日本にいるにもかかわらず法的・社会的・経済的に不安定な立場に置かれているのが難民認定申請者です。

*5 2023.8.9現在のウクライナ避難民の在留者数(都道府県別) 出入国在留管理庁

*6 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」(調査年月2022年6月/最終閲覧2023年7月1日)

COLUMN
コラム
01

日本の難民認定率はどうして低いの？

日本の難民認定率は0.7%（2021年）とG7諸国と比較すると随一の低さです。その背景として①日本の難民認定基準、②難民認定審査の手続きの2点があるといわれていますが、ここでは①を詳しく見てみましょう。

誰を難民と認定するかは難民条約によって定義されていますが、定義や解釈、最終判断は各国に委ねるかたちになります。特に日本の難民審査では、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見から「政府から個別に狙われている人」が審査基準の一つになっています。極めて限られた社会的背景を持つ人が対象となっている点、また難民の認定は、申請者が主張する事実と、それを裏付ける客観的な情報を考慮して行われますが、政府から個別に狙われている点を客観的に立証するハードルが高いことが、他国よりも難民認定率が低い一因と考えられています。

一方で、2022年2月に始まったウクライナからの避難民受け入れについては、[2023年7月時点で2,468名が通常の難民認定審査の過程を経ない形で、在留許可を得ています](#)。難民認定率が極端に低いといわれる日本でも、政治的な意志があれば自治体や企業も共に、難民受け入れに向けて動き出せることを示した象徴的な出来事でした。

※本コラムはNPO法人WELgeeへのヒアリングの元、作成しています。

2-3 日本の難民支援(政府)

日本では、政府による難民支援体制として平成14年に難民対策連絡調整会議が発足し、外務省、文化庁、厚生労働省の3組織が公益財団法人アジア福祉教育財団・難民事業本部(RHQ)へと委託し支援を行なっています。

まず、外務省による社会生活適応指導事業の委託では、定住支援プログラムや生活支援等の他に広報・啓発活動が行われています。次に、文化庁による日本語教育事業の委託では、日本語の学習法や教材の紹介、ボランティアや自治体等からの情報提供が行なわれています。そして、厚生労働省は職業訓練や職業あっせん事業を委託し、同財団は無料職業紹介所としての許可を受け、難民及びその家族に特化した支援を行なっています。また、この団体は難民等を対象とする求人も企業から直接受け付けています。

これらの支援は主に、日本政府によって難民認定を受けた「認定難民」と、第三国定住の枠組みで来日した難民を対象に行なわれています。しかし、多くの「難民認定申請者」は、まだ難民認定を受ける前の段階にいるため、政府による上記の支援の対象にはなっていません。一部、難民認定申請者の中で、面談により困窮が認められる者には生活支援金(保護費)が支給されますが、受給に至ったのは年間250人(2021年)に留まっています。

(参照:難民研究フォーラム『難民研究ジャーナル』12号2021年難民動向分析—日本)

2-4 難民認定審査とは

難民認定審査とは、各国政府(当該政府が難民条約に批准していない場合などによってはUNHCR)が難民認定申請をした者や他の方法で国際保護の必要性を表明した者が難民であるか否かについて審査することです。つまり、その者の置かれている状態が難民条約における難民の定義に規定されている基準に当てはまるか否かを審査することです。

日本の難民認定の審査基準は厳しく、直近2022年のデータでは、申請者の2.0%しか難民認定されていないのが現状です。では、なぜ、認定率の低い日本に逃れてくるのか。独裁政権下での市民への弾圧、民主化運動への参加者の逮捕、過激派勢力による親族の殺害、政権の腐敗を告発したことによる脅迫等のさまざまな理由によって故郷を離れることになった難民にとって、他国に比べ短期滞在ビザの発給が早かったことや、平和や安全といった印象により日本を選ぶ人々がいる

2-5-1 難民認定の流れ

難民認定の流れは、書類審査(図表2:難民スピード審査①)と面接審査(図表2:難民審査②)に分けられます。(図表2 9頁)

近年、難民としての理由がないにもかかわらず、日本に在留し就労するための手段として難民認定申請を用い、日本での在留を望む外国人の存在(偽装難民)が問題になっています。そこで、日本政府は2018年1月、難民認定制度の濫用を防ぐための「難民認定申請の運用の見直し」を行い、難民申請中の就労制限や、書類審査による審査短縮を導入しました。

法務省入国在留管理庁は難民申請後2ヶ月以内に書類審査にて簡易的な審査を行い、明らかに難民に該当しない申請者に対して就労許可を認めないよう制度変更を行っています。これによって、書類審査を通過した者が本格的に難民認定の審査にかけられることになりました。

この本審査では、難民申請者が入国審査官による面接を受け、出身国の状況やこれまでに直面した困難、今後想定される問題などについての質問が行われ、認定の可否が通知されます。難民認定を得るまでにかかる期間は申請から平均約4年半とされていますが、現実のところ申請から6年経っても審査結果を得られない者も存在しています。そして、ここで不認定となった場合には審査請求をすることができ、再度難民審査を受けることになります。

入管当局の1次審査で難民不認定となった人の2次審査に関わり意見を述べるのが難民審査参与員です。しかし、一部の参与員に審査が大きく偏っていたことなどが、2023年の国会の答弁で明らかになりました。

*7 NPO法人WELgeeの難民申請者を対象としたヒアリング

図表2：難民認定の流れ



COLUMN
コラム
02

難民認定申請に必要な12枚の書類



難民認定申請の手続きは、多くの申請者にとって容易なものではありません。

申請手続きには、まず12ページにわたる [難民認定申請書](#) に自身や家族に関するプロフィール、学歴や職歴などや、難民申請に至った背景となる事情を事細かに記載する必要があります。具体的には「本国に帰った場合、迫害を受ける理由、根拠を具体的に書いてください。」という質問や「本国で逮捕、抑留、拘禁その他身体の拘束や暴行等を受けたことがありますか？その場合、いつ・どこで・誰から・どのように・なぜですか？」等、詳細を記述することが求められます。日本に庇護を求めてやってきた人々は、司法書類の専門家ではなく、この申請をする初期段階では弁護士等の支援を受けられていないこともあります。

そもそも、本国からやつとの思いで避難してきた人々は精神的にパニック状態におかれている場合もあり、心理的・肉体的にも疲労が蓄積されています。万全とはいえない状況下で、難民認定申請書を正しく作成し、提出することには高いハードルがあるのです。

そして、最初に提出した書類に書いたことと、数年後の面談で審査官に尋ねられた際の応答が食い違った場合に、作り話だったのか？と言われてしまったケースなどもあります。例えば、家族にも迫害にあったことの連絡を受けたのが、自分が引っ越しした後だったのか、その数ヶ月前だったのか、など、何年も前の逼迫した状況での出来事の記憶には多少の食い違いが生じてしまうことはあるでしょう。そのくらい、全てを正確に間違いなく立証する責任を難民当事者に求めることが難しさはこういったところにあります。

※本コラムはNPO法人WELgeeへのヒアリングの元、作成しています。

2-5-2 偽装難民と補完的保護

日本の難民認定審査が厳格である理由として、「偽装難民」への懸念が考えられています。偽装難民とは、難民としての理由や背景がないにも関わらず、難民認定申請を、日本に残るための手段として使う外国人のことです。日本の難民認定制度は1982年に創設された後、20年間大きな制度改正がなされずに使用されてきましたが、2010年からは、難民申請中の者に申請半年後から就労許可がおりるようになりました。そのため、就労目的で難民認定申請をする「偽装難民」が増えたという見方があります。政府は2018年に、難民認定申請者への一律の就労許可付与は見直しています。

一方で、難民の定義には合わないが保護が必要な人に対して発展してきた概念として「補完的保護」というものがあります。補完的保護とは、難民条約の要件的に該当しているながら正しく難民認定されない者や、条約難民の定義にそもそも該当しないために、難民認定を受けることのできない者であつても、何らかの国際的保護は事実上必要であると見なされる人々に対する措置です。しかし、実際には日本で補完的保護にあたる保護を受けられている人は少ない現状にあります。

政府は、難民認定が否認され強制送還が確定した後も、難民申請を出し続けることで送還を免れようとする外国人の増加を問題視し、2023年には、入管難民法の改正が可決されています。これまでの難民申請中は送還が一律に停止される規定を見直し、3回目以降の申請者は強制送還できることが柱となっています。今後、どのように運用されるかを見守る必要があります。

2-5-3 難民認定申請中の期間と申請者の状態について

この難民認定申請は外国人全員に権利があり、申請を行うタイミングは各々です。主には出入国在留管理庁にて行いますが、空港で申請する者、収容施設に収容されている間に申請する者等多様です。短期滞在ビザ等の在留期間内に申請をした場合には「特定活動」の在留資格を6ヶ月毎に更新しつつ審査結果を待つことになりますが、現在、難民申請から審査請求の結果までの平均期間は4年以上にわたります。^{*8} そのため、先の見えない不安や、自分より前に申請した同胞の不認定の知らせ、就労許可を失う不安、在留資格がなくなり非正規滞在の状態になる恐怖や収容の恐怖などが付きまと中での生活を余儀なくされています。

在留資格を失い強制送還の対象となると、出入国在留管理局により収容所に収容されることがあります。収容期間に関する明確な上限がないことから無期限の収容に心身が疲弊し、帰国できないと言っていた母国への帰国をやむなく選ぶ者、10年以上待ち続けたものの在留資格を失った状態で滞在せざるを得なくなった者もいます。収容所の外に出るために、「仮放免」許可を申請することはできますが、認められるかは個別のケースに基づいて判断されます、就労は禁止され、住居や行動範囲に制限があるなど様々な条件が付きます。こうして祖国にも戻れず、日本でも自立した生活を送ることができない難民認定申請者は、社会的にも法的にも足場のない状態に置かれ続けることになります。

2-6 難民認定審査の論点

難民認定審査の問題として、「認定基準」と「手続き基準」の問題があると考えられています。

「認定基準」の問題とは、難民条約に記載された難民の定義や迫害の解釈をめぐる問題です。難民条約の定義で具体的に述べられていないことから、国によって異なった認定基準が存在し、特に日本の解釈は難民保護の意図から外れているとの専門家による指摘もあります。

また、手続きにおいては、難民が難民であることを主張できる場が十分に設けられ、公正な手続きが行われているかという問題があります。審査で行われる面接においても通訳や書類の言語に配慮がなく、難民が難民申請の正当性を主張できる環境が整っていないケースもあります。^{*9}

*8 入管庁発表「令和3年における難民認定数等について」

*9 難民支援協会「日本の難民認定はなぜ少ないか?-制度面の課題から」

難民申請手続きにおける言語のハードル



難民認定申請には、書類審査、面接審査の2つのプロセスがあります。双方の審査において言語面のハードルから、難民申請者が、自身が難民であることを正当に主張できる環境がない場合があると言われています。具体的には、書類審査に必要な証拠書類(※)は日本語での提出が必要です。例えば、母国における民族紛争の歴史や迫害に至った経緯等、母国語で説明するのでさえ複雑な事象を、難民申請者が日本語で提出する必要があるのです。

面接審査では必要に応じて通訳を依頼できますが、マイナー言語の場合は審査をする入国管理局側が適切な通訳者を用意できないケースもあります。実際に、通訳人としてのスキルを備えていないこと、申請者の供述に十分に耳を傾ける姿勢を欠く言動が見られたことなどが報告されています。

(参考:関東弁護士連合会「難民認定手続の運用に関する調査報告書」より)

※難民認定申請書のフォーマット自体は[28の言語](#)で用意されています。

※本コラムはNPO法人WELgeeへのヒアリングの元、作成しています。

2-7 「難民」と「難民認定申請」

難民の背景を持った者であっても、全員が「難民認定申請」をしているわけではありません。大きく分けると「難民認定申請をしている・していた(広義の)難民」と「難民認定申請をしていない(広義の)難民」に分けられます。広義の「難民」に含まれる彼らの日本での法的立場は多岐にわたります。

難民認定申請をしている・していた(広義の)難民は、日本に入国後に難民認定申請を行い結果を待っている状態にある申請者です。中には、入国の際に持っていた短期滞在等の在留期間が切れる前に難民認定申請をする者もあれば、留学生として来日したけれども在学中に祖国の情勢が変化し帰国できなくなったために難民認定申請をすることになった後発的難民状態の者もいます。

「難民認定申請をしていない(広義の)難民」は、ウクライナのような「特例」の避難民、その他第三国定住の枠組みで来日した者や、インドシナ難民、難民としては認定が降りなかったが、在留特別許可を得られた者などが挙げられます。

他にも、ミャンマーにおける情勢不安を理由に日本への在留を希望するミャンマ一人については、日本政府は緊急避難措置として、在留や就労を認めることとしました。

政府見解としては、難民該当性が認められない場合でも、ミャンマ一人に対する緊急避難措置と同様に、在留や就労を認めることがあります。滞在資格の更新はできるものの、いつまで滞在できるのかは不明確となっています。

難民申請をする者の中には、空港に到着した際に難民申請を試みる場合もあり、その場合は、空港からそのまま収容施設に収容されることもあります。

日本へ庇護を求めてやってくる難民申請者は どこから来るのでしょう?

令和4年の国籍別難民申請者のデータによると、カンボジア、スリランカ、トルコ、ミャンマー、パキスタンが上位5か国で約55%を占めています。

日本は島国なので、陸路で入ることはできません。いま、ほとんどが空路で日本にやってきています。難民申請者は、祖国にいるときに難民になるためのビザなどを取得することはできないので(難民になるために取得するビザは存在しない)、短期滞在のビザ等を事前に取得し、通常の空港の入国審査を経て入国します。その後、難民申請の手続きを行うには、地方出入国在留管理局(いわゆる入国管理局)に赴き、難民申請に必要な書類を提出することになります。空港の入国審査では、あくまで短期滞在者等としての入国の適性を判断されます。「観光のための十分な資金をもっているか?」や「訪問する予定の友人は、何県に住んでいるのか?」等、一般的な質疑が行われるのです。中にはその際に、空港で庇護を求める人もいます。正直に、自分は祖国で危険があって、日本にきたということを伝えたともいえます。ただ、そのような人が退去強制の対象となり、そのまま収容されることも起きています。

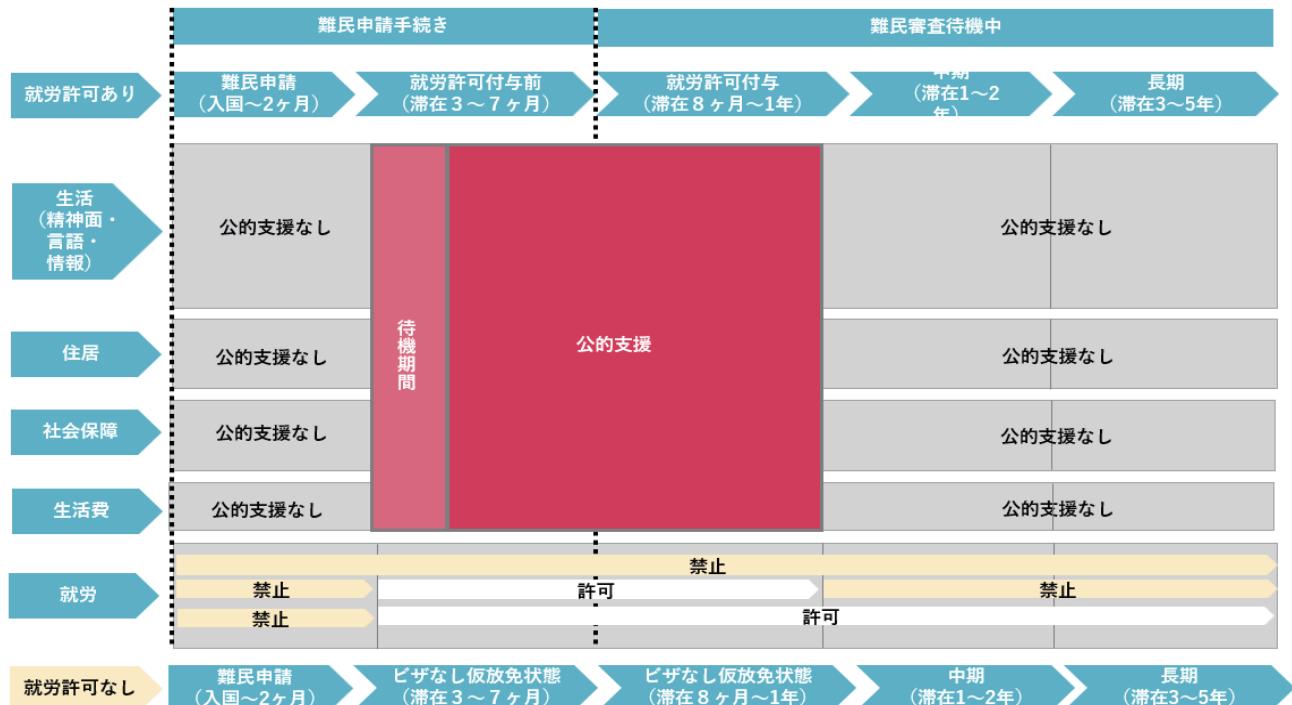
※本コラムはNPO法人WELgeeへのヒアリングの元、作成しています。

3 難民当事者が直面する課題

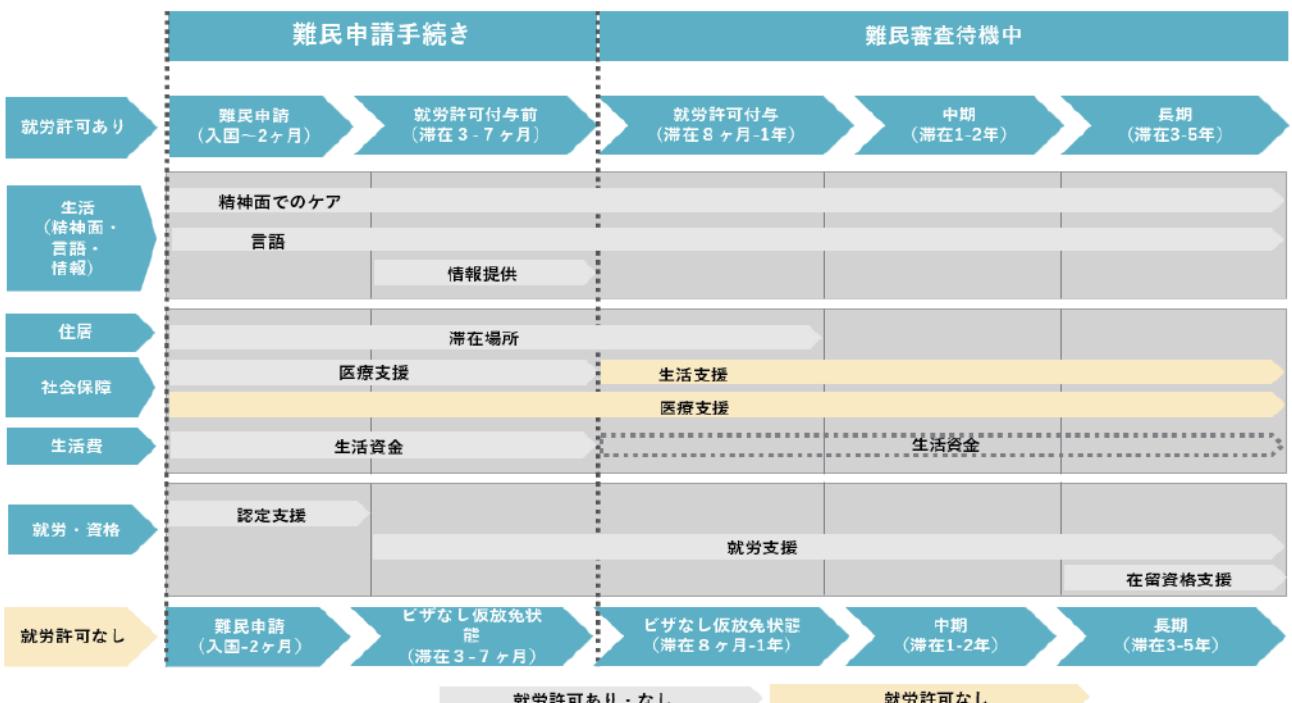
日本へ逃れてきた難民は、日本で生活する中でも様々な困難に直面します。難民申請者に対する公的支援は図表3で示すように難民認定申請の審査の期間において、困窮を認められた者に限って行われています。また就労に関しては難民認定申請者の法的立場によって許可の有無が異なるなど、難民の制度による制限で、より困難な生活状況が生まれています。

そのなかで、実際に日本で生活する難民は大きく分けて5つの課題を抱えています。ここでは、難民認定申請者の視点から課題を取り上げます。

図表3：難民認定申請者への公的支援について



図表4：難民認定申請者が抱える期間別課題



3-1 生活

難民認定申請にかかる期間は平均で約4年^{*10}となっていますが、難民支援協会によると、その間の処遇についてはセーフティネットから漏れやすく、課題が多いとされています。

難民認定率が著しく低いなかで、難民認定申請者は法的・社会的・経済的に不安定なまま、長期に渡り待ち続けています。森谷康文氏（2012。現北海道教育大学准教授）によると、難民が日本社会の中で広く認知されているとは言い難く、日本において難民認定申請者が見えにくいのは、数自体が少ないと、定義が曖昧でありその実態がわかりにくいことが原因とされています。難民という背景をもつ者が、困難を経験する度合いが高い理由には、母国を離れる前に渡航先の言葉の習得や情報の収集、家族との離別にあたっての心の整理や必要な荷物の準備ができないことに加え、移住した国で十分な援助を受けられないこともあります。

3-1-1 精神面

日本で生活をする難民には、慣れない生活環境かつ頼れる場所や人がいないことから精神的に不安定な状況に陥る人が多く存在します。また、難民には、祖国に危険な環境で暮らす家族がいるため、家族への心配も尽きません。精神的な不安は、入国してから長期的に抱えがちな問題となっており、日本の生活が長くなったとしても、人に頼れない状況や就職先がないといった環境によって、最終的に部屋に引きこもってしまう難民も存在します。

3-1-2 言語支援

難民の誰もが直面する課題として言語があります。難民が日本で生活していくためには日本語を習得する必要がありますが、他言語とは異なり、多様かつ複雑な言語です。そのため、必要最低限の生活をするためにも日本語を学ぶ環境が必要になります。実際に、政府の難民支援事業として日本語教育が行われていますが、多くの難民認定申請者は支援の対象外のため日本語教育を受けることができず、言語が習得できない状況にあります。日本への入国直後、生活に不慣れな状態で言語が通じないことが、より一層、日本の生活を苦しくさせています。

3-1-3 情報

日本に入国した後に、支援団体との繋がりや、就労、法制度等の情報を持っていない難民は、必要な情報を集めることが難しく、何かしらの繋がりや頼れる存在がある人とそうでない人の間で情報格差が生まれています。特に、日本の制度は、医療や就労等の様々な点において、情報を理解しておかなければ処罰を受ける場合もあるため、日本で生活する上で必要な情報へのアクセスが重要になります。

3-2 住居

入国直後の滞在場所として、頼れる人がいる場合には、親族や友人、知人の住まいに宿泊しますが、そうでない場合は低額で泊まることができるゲストハウスや支援団体のシェルターを利用するケースが多いです。就労開始後一定の収入のある一部の難民は、賃貸アパート等を借りて生活することもありますが、家賃の負担が大きいことやアパートの保証人を立てることの難しさ等、様々な面で課題があります。頼れる人がいない者や経済的困窮者は宿泊することさえ難しく、ホームレス状態に陥ることもあります。

難民認定申請を行ったあと、もしくは、難民認定申請が不認定になった後、収容施設で生活を行う者もいます。難民事業本部の委託により難民支援協会が行った「難民申請者の住環境に関する状況調査」では、実際に公園で野宿した経験や、空港等で知り合った同国人・外国人のアパートに転がり込み1Kのアパートで数日から数ヶ月滞在をした経験、支援団体の緊急資金援助で外国人ハウスに滞在した経験が報告されています。外務省の保護費^{*11}のうちには家賃補助もありますが、基本的には賃貸契約の締結が前提であるため、難民認定申請者自身が契約すること自体が困難であるという問題があります。

*10 入管庁発表「令和3年における難民認定数等について」

*11 保護措置は1982年の難民行政監察の勧告に基づき、1983年から外務省の予算で保護措置業務が実施され、1995年からRHQに業務委託されることになった。この「保護費」の支給基準は1日生活費1,600円、家賃補助40,000円/月(単身者の場合)、医療費は立て替え支払い、後日実費支給となっている。

3-3 社会保障

難民が日本で医療機関を受診する際には在留資格の有無によってかかる費用が異なります。例えば、短期滞在ビザで入国した直後は、国民健康保険に加入する資格がありません。資格を得るのは、難民認定申請を行い、在留資格を得た後になります。在留資格の更新ができず、在留資格を失ってしまう場合などには、国民健康保険の加入資格を同時に失うことになります。在留資格を持たない難民は、完全自費での受診となり、経済的負担は相当に大きなものになります。

3-4 生活資金

難民は、就労状況や生活環境などにおいて厳しい環境に置かれているだけでなく、収入源が限られているため生活資金を貯うことにも困難があります。難民申請者の生活資金の収入源としては、主に次の5つが考えられます。

1. 労働による賃金
2. 本人や親族等の貯蓄
3. 日本にいる親族や知人からの経済的援助
4. 母国や海外の親族等からの経済的援助
5. 日本国政府からの保護費

まず、2・3・4によって難民認定申請期間中の生計を維持できる者はほとんどいません。よって、1. 労働による賃金が必要となるのですが、難民認定申請後8ヶ月は就労許可がおりないために、この手段をとることはできません。就労許可を得た後には仕事に就けますが、実際は、派遣やアルバイト、非正規の仕事に従事する者が多いのが実態です。5. の日本政府による保護費は「難民認定申請者（審査請求中を含む）のうち、本邦において生活困窮の度合いが高く衣食住に欠ける等、保護が必要と認められる方」が対象となっており、「資産や収入のある方、働くことができる方、本人を扶養すべく、かつその能力を有する親族を有している方、公的扶助等を受給している方」が対象外であることから受給すること自体が簡単ではありません。

3-5 就労

日本での難民は、前述したように、大きく「認定難民」と「難民認定申請者」に分けられます。すでに認定を受けたものは「認定難民」として「定住者」の安定した在留資格を得られますが、「難民認定申請者」の法的地位にはいくつかのパターンがあります。しかし、中には在留資格そのものを得ることができない者も存在します。

【難民認定申請者 - 就労許可あり】

入国時に持っていた正規の在留資格があるうちに難民認定申請をした者は、一般的に難民認定申請から最長でも8ヶ月後に就労許可を得ることができます。しかしながら、就労許可を得ても、派遣やアルバイト、非正規の仕事に従事する者が多く、安定した生活費を稼ぐのが難しい現状があります。日々の生活をつなぐために行う仕事を彼らは「サバイバルジョブ」と呼び、仕事をしていても生活が難しく知人等に借金をしながら生活する難民も存在します。

【難民認定申請者 - 就労許可なし】

難民認定申請者が「仮放免」状態に陥ることもあります。仮放免とは、在留資格が得られず「非正規滞在」となった外国人に対して、一定の条件を付して、入管が入管収容施設の外での生活を認める制度です。仮放免状態では、就労許可も得られず、様々な観点から支援を受けることが難しい状況に置かれます。生活状況においても最低限度の生活を行うことが難しく、NPOや支援者、同郷の人の支援なしでは生きられない者もいます。このように、入国後、将来の生活の自立を描けない者が多く、そのような環境によって精神状態が不安定になる者が多く存在します。

4 各課題に取り組む団体

第3章では、難民認定申請者が抱える課題について大きく5つの観点（生活、住居、社会保障、生活資金、就労）から述べてきました。本章では、生活、医療、就労の観点で、難民支援に取り組む日本の市民団体を紹介します。

（情報はすべて公開情報から）

4-1 生活

社会福祉法人日本国際社会事業団（ISSJ） ▶ <http://www.jlnr.jp/>

この団体は、1959年に厚生労働省から認可された団体であり、難民や移民が地域の一員として生活できるように相談支援を行なっています。支援分野は①生活に関する相談と支援、②収容されている難民申請者へのカウンセリング、③移住者コミュニティへの支援、④勉強会・ワークショップの4つです。そのなかで「収容されている難民申請者へのカウンセリング」では、自由が制限された収容生活で心身にダメージを受けた難民の方々に対し、定期的に面会を行い、加えて法的手続や仮放免後に受けられる支援に関する必要な情報を提供しています。

認定NPO法人Living in Peace ▶ <https://www.living-in-peace.org/>

この団体は、2017年より、当団体の中心的活動であるマイクロファイナンスプロジェクトの調査をきっかけに「難民に平等な機会」を実現するため、日本に逃れてきた難民の方々が自立して暮らせる社会をつくることを目指して難民支援活動行なっています。支援分野は主に就労で、スキルアップサポートとして生活する上で必要となる言語支援や資格支援を行なっています。

社会福祉法人さぼうと21 ▶ <https://support21.or.jp/>

この団体は、日本に定住するインドシナ難民、条約難民、中国帰国人、日系定住者及びその子弟などの自立を支援する団体です。主に相談事業と生活援助事業があり、学生を対象とした経済的支援やマンツーマンでの言語教育、また支援を受けられない方に対する金銭的支援も行なっています。

NPO法人アルペなんみんセンター ▶ <https://arrupe-refugee.jp/>

この団体は、精神的、経済的、法的に不安定な状態に置かれている難民の支援を行なっています。シェルターの提供、食事の提供、医療支援、ビザ更新費用といった緊急支援に加えて、日本文化の理解、日本語の習得などの、自立に向けた定住支援を行なっています。

全国難民弁護団連絡会議 ▶ <http://www.jlnr.jp/>

1997年に設立された弁護士のネットワーク団体です。適正かつ迅速な難民認定、申請者の地位の保障並びに難民認定者及び人道配慮者の地位の保障のため、個別の難民支援及び政策に対する提言等の必要な諸活動を行うことを目的としています。

一般財団法人JELA ▶ <https://www.jela.or.jp/>

JELAでは、キリスト教の精神に基づき在日国際難民及び国際被災難民を救援する事業に取り組んでいます。東京都内に難民シェルター「JELAハウス」を保有するほか、出身国で十分な高等教育を受けられなかった難民の方々が、日本の大学や大学院に合格したにもかかわらず財政的余裕がない場合に、卒業までの学費を提供する奨学金プログラムを提供しています。

特定非営利活動法人RAFIQ ▶ <http://rafiq.jp/>

RAFIQは大阪を拠点に活動する難民支援団体です。「難民と一緒に暮らせる街」を目指して、難民申請者の法的支援、生活支援、市民啓発、政策提言等に取り組んでいます。

特定非営利活動法人名古屋難民支援室 Door to Asylum Nagoya (DAN) ▶ <https://door-to-asylum.jp/>

この団体は、名古屋を拠点に周辺地域に住む難民及び難民申請者のサポートを目的に活動しています。一人ひとりへの法的及び生活面での支援に加え、難民支援のためのネットワークの構築及び難民問題に関する理解促進に取り組んでいます。

4-2 医療

特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター ▶ <https://www.amdamedicalcenter.com/>

この団体は、訪日外国人向けの外国語の通じる医療機関を案内する活動を行なっています。また、医療通訳として日本語が分からぬ外国人が受診しやすい環境づくりを行なっています。

4-3 就労

特定非営利活動法人WELgee (ウェルジー) ▶ <https://www.welgee.jp/index.html>

この団体は、難民認定の厳しい日本で、難民一人ひとりがキャリアや人生の目標を追求できる道筋を、多様なセクターとの協働を通じて目指します。難民人材の強みを、日本企業のダイバーシティ推進・イノベーション創出に生かす人材紹介サービス「JobCopass」、キャリア教育やメンターシップ、スキル開発などの育成機会を提供する「育成事業」、一人ひとりの難民が持つスキルや経験を、日本社会の様々なアクターの課題解決に生かし、お互いの強みを生かした価値創造を行う「共創事業」を運営しています。難民の方の、日本での活躍・自立の機会と、安定した法的地位の獲得を目指します。

公益社団法人難民起業サポートファンド(ESPRe) ▶ <https://espre.org/>

援助を受けるだけの存在であり続けるのではなく、自ら起業することで、自立して生活を営んでいくことを選ぶ難民の方もいます。そのような人を「難民起業家」と呼び、「人財」としての可能性を信じ、マイクロファイナンス機関として事業資金の融資や経営へのアドバイスなどを行い、難民の経済的自立をサポートする活動を行なっています。(2023年7月現在、団体ウェブサイトにて2019年以降の活動記録が確認できません)

4-4 包括的支援

認定特定非営利活動法人難民支援協会 ▶ <https://www.refugee.or.jp/>

生活に困窮する難民の最低限のセーフティネットの維持を目指し、難民申請者の資料作成や緊急避難的措置などのフォローや、医療支援や、就労支援などの活動を行なっています。これらの活動を通して、母国から離れ失われてしまった難民一人ひとりの権利を回復することを目指しています。また、支援関係者や市民団体とのネットワークを構築し、国会議員・各省庁等に働きかけるなど、難民支援・保護制度の改善のための政策提言にも取り組んでいます。

5 課題解決のためのレバレッジポイント

私たちは、難民の方々が、ひとりの人間として尊重され、日本で安心して暮らしていくために、以下の3つがシステム・チェンジを起こす重要な施策（レバレッジポイント）になると考えます。

5-1 言語（日本語教育）

▶ 生活に必要な日本語の習得

難民認定申請者は世界中のあらゆる国から日本に入国し、適切な支援者に繋がろうとします。しかしながら、日本語あるいは英語を母国語としない難民認定申請者にとっては、日本の支援者とのコミュニケーションが難しく、日本の煩雑な司法・行政プロセスを理解し、アクセスすることをより困難にします。また、日常生活においても、地元住民とうまくコミュニケーションが取れないことは、情報格差や近隣トラブルにもつながります。また、就職活動において一定の日本語レベルを問う企業への応募が困難になります。日本においては、最低限の日本語の習得は、生活基盤を整えるために大切です。

5-2 住居

▶ 安心して暮らせる生活基盤としての住居

現在、難民認定申請者は、日本で生活するために、自分で住居を探すことを余儀なくされています。実際には、親戚や友人、知人の家に同居したり、安くて便利なゲストハウスを利用するのが一般的です。また、NGOに難民認定申請者のためのシェルターを提供してもらう者もいます。長期的には、プライバシーの確保された賃貸住宅などに居住することが望ましいですが、就労による一定の収入がない難民認定申請者がその環境を得ることは難しい状況があります。また日本は家賃のほかに、敷金、礼金、不動産仲介手数料、保険料などの契約に関する費用が非常に高額であること、さらには身元保証人がいない、在留資格の問題や労働条件の問題で保証会社を利用できない、大家が外国人に部屋を貸すことに消極的である、といったケースも少なくありません。生活の基盤となる住居を整えることが、日本での生活を一から始める難民認定認定者にとって重要な要素の一つとなります。

5-2 就労

第3章で述べた通り、日本では、難民認定申請者も就労許可がなければ働くことができません。また、日本は先進国最低クラスの難民認定率であり、難民としての認定を待つ長期の間、安定した生活を送ることが大変難しいという現状があります。さらに、難民申請者が就労許可を得たとしても、正規就労につくことはきわめて稀で、非正規やアルバイトとして日々の生活資金を稼ぐ人がほとんどです。

6 支援先のご提案

日本の難民認定率が急激に上がることが現実的でない中、難民認定申請者が、安定的・長期的に安心して生活する環境を整えるためには、「難民」として認定されるのを待ち続けるのではなく、「人材」として就労による活躍の道を切り拓き、経済的・社会的・法的に安定した生活の再建を試みることが有効だと考えました。

難民認定申請者らが「就労可能な人材」として生きていくためには、日本語スキル、社会的レッテル、短期で更新が必要が在留資格などさまざまな壁があり、特に在留資格は就労の可能性を大きく左右します。実際に、難民認定申請者が就労に向けて企業との採用面談を行なったとしても、採用現場において「難民=不法就労ではないか? 不法滞在ではないか?」という認識が存在していることでエントリーさえ困難にさせている場合もあります(なお、実際には、在留資格も就労許可も保持している難民申請者も多くいます)。難民認定申請者は、難民認定申請中の在留資格から就労のための在留資格に切り替えることで、在留資格の安定性を目指し、安定的・長期的に安心して日本で生きる環境を整えることが可能になります。

さまざまな背景を持つ難民にとって、言語や文化が異なる日本で働くことは容易ではなく、難民認定申請者は日本にいる外国人の中でも、専門性・定住性が総じて低いとされてきました。しかし、近年、学歴や職歴、経験を有する者が多いことが明らかになってきています。難民にとって日本で行う就労が、1日の生活をなんとか経済的につなぐためのものではなく、一人の人間として目標を持ち将来を見据えて人生設計を考えられるものにしていく必要があると考えます。

そのためには、難民が人材として働ける、就労環境の整備や基盤づくりを行うことが重要になります。自分が目指す仕事を行うために必要なスキルを身につけ、適切な情報によって自身が意思決定できる環境が、日本でキャリア形成をしていくためには必要な要素です。このようなことから、PA inc.は、特定非営利活動法人WELgeeへの資金支援を提案します。

6-1 WELgee 事業概要

WELgeeは、紛争・迫害などから逃れ日本にやってきた難民たちが、経験や専門性を生かして希望を持って日本で人生を再建するため「就労・キャリア」に特化したプログラムを開発しています。



WEB SITE

団体名 特定非営利活動法人WELgee(ウェルジー)

ウェブサイト <https://www.welgee.jp/>

所在地 東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー27階

代表理事 渡部カンコロンゴ清花

設立 2018年2月(2016年3月より任意団体として活動開始)

チーム 職員11名、業務委託4人、インターン・プロボノ60名、顧問弁護士、顧問行政書士

ビジョン 自らの境遇にかかわらず、ともに未来を築ける社会

事業内容
(1) 難民に特化したキャリア育成と職業紹介事業
(2) 難民の日本社会への統合を促す事業
(3) 難民の現状と課題を調査・発信する事業

年間活動費 2,747万円(2022年度経常費用計)
5,000万円(2023年度予算)

活動報告書 [2022年度](#)
具体的な支援として、キャリア教育、メンターシップ、スキル開発、キャリア伴走を行なっています。難民の方々が企業で活躍できる人材になり自立ができるように、徹底したキャリア伴走や人材育成、プロボノメンターやキャリアコーディネーターによるマッチングと定着フォローを行なっています。

図表5：特定非営利活動法人WELgeeの活動

NPO法人WELgeeの活動



6-2 過去の取り組み・実績

WELgeeは、2016-2019年の立ち上げ期には、日本における難民との信頼関係構築を通じた、根本的なニーズの発掘に力を入れていました。当初は、就労に至るまでの「住居」の提供を重要な支援としシェアハウス事業を展開していましたが、その後、団体として取り組むべき課題を難民の「就労」と定義し直しました。それ以降は、有料職業紹介免許を取得し、企業による難民の雇用事例の創出に力を入れ、在留資格変更（難民認定申請中の在留資格「特定活動」から就労系の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への）の実績を積み重ねてきました。

取り組みの結果、ヤマハ発動機株式会社、株式会社オカムラ、株式会社コミット、ネットリーズ株式会社など、上場企業からベンチャー企業まで様々な規模や業界の20社で難民人材が活躍しています。高度人材としての在留資格への変更事例も11件にのぼり、着実に実績が生まれています。

▶ WELgeeのキャリアプログラムの実績*

*2016の設立以来。区分及びカウントは2023年11月現在

- ▶ プログラム全登録者数:425人
- ▶ 上記のうち WELgeeとのキャリアについてのミーティングの場を持った方:330人
- ▶ 上記のうち 育成事業受講数: 235人**
- ▶ メンターシップ: 42人**
- ▶ スキル開発 (IT系、日本研修すべて含む):64人**
- ▶ 専門性を活かした仕事への就職人数 (お試し雇用を含む):20件
- ▶ 在留資格変更切り替え完了人数:11人

**のべ参加者数。

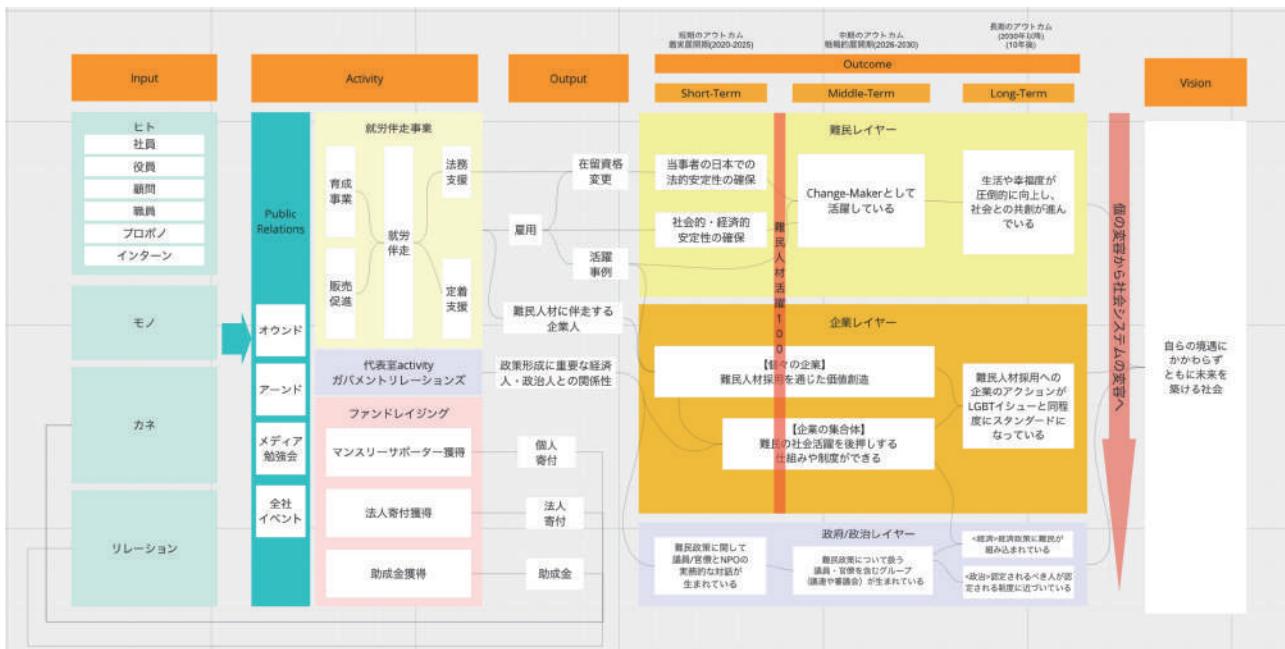
▶ 受賞歴など

- ▶ 日経ウーマンオブザイヤー2023 (WELgee代表渡部氏)
- ▶ ビジネスインサイダー主催「Beyond Sustainability 2022」ヒューマニズム部門ノミネート
- ▶ 日本青年会議所主催JCI JAPAN TOYP 2022「準グランプリ」「参議院議長奨励賞」「外務大臣奨励賞」
- ▶ Internet Media Awards2023 U30's view 受賞

6-3 事業計画

WELgeeは、短期計画として、2025年までに、日本で難民人材活躍企業が100社生まれている状態を生み出すことを目指しています(モデルケースづくり or ノウハウの蓄積 or 難民人材活躍PFの形成)。

そして、長期計画として、2025年から2030年までを組織の「戦略的展開期」と位置づけ、先のモデルケースの展開を行うために、制度改革にも関与し、難民人材の就労伴走の担い手を全国に創出することを目標として活動しています。



2025年までに作りたい状態/見たい景色/アウトカムは以下の通りです。

難民当事者	社会的・経済的・法的な安定と活躍の事例が100生まれている
個々の企業	日本での難民人材活躍企業が100社生まれている
企業の集合体	難民採用・難民活躍を目指す企業が互いに協力し、個々の企業の挑戦を後押ししている
政府/政治	日本の難民政策に関して、議員/官僚とNPOの建設的な対話の場が生まれている

それについて説明します。

難民当事者 社会的・経済的・法的な安定と活躍の事例が100生まれている

2023年現在、専門性や経験を活かした職場で働き始めた難民の方々の人数は22人です。職種・業種・企業規模などは様々で、多様な活躍の形があることが検証されてきました。アフガニスタンの政治情勢の悪化、ウクライナからの避難民、コロナの収束によって国境が開いたことでやっと移動ができ安全を求めて移動し始めた人々も含め、2022-2023年は特にWELgeeへの登録者が増えています(現在405人)。しかし、キャリア育成には時間がかかります。プログラムの強化や、メニューの増加を持って、プログラムを必要とするより多くの人がマッチングに至り、社会的な活躍、経済的な自立、そして法的な安定性を持って未来に踏み出してゆける状態を作りたいと考えています。

個々の企業 日本での難民人材活躍企業が100社生まれている

1社に1人が就職するわけではない(すでに2人目の採用に踏み出した企業もあります!)のですが、日本の中で、100の企業が難民の背景を持つ人材を採用し、活躍の事例が生きてきた際には、企業間での知見の共有やケースシェアなどが可能になってきます。「難民の背景を持つ人」を採用することが、特別な取り組みではなくてゆく100件をまずは目指していきます。

企業の集合体 難民採用・難民活躍を目指す企業が互いに協力し、個々の企業の挑戦を後押ししている

上記、100社の企業で難民の人材たちが活躍していることは、その同僚たち、チームにも新しい風を吹かせることとなります。新規事業開発や、海外へのビジネス展開などの場面で難民人材の存在を活かせる企業も増えていくことになります。しかし、「難民」を取り巻く固定観念やイメージは日本ではまだネガティブなものが多く、企業の中の1人の執行役員や1人の人事担当者が挑戦しようと思ってもまだ「なぜ難民?」「政治的に問題ないのか?」「前例はあるのか?」など、乗り越えるべき課題も多いです。そこで、企業の集合体(経済団体)側にプラットフォームを作り、難民人材採用の機運を高める/仲間を増やすというのは、海外の好事例にもある”面でのアプローチ”。”お墨付き感”を積み上げてゆきます。

政府/政治 日本の難民政策に関して、議員/官僚とNPOの建設的な対話の場が生まれている

入管法改正をめぐる議論でも見られたように、政府(入管)と市民団体(弁護士やNPO)の間に建設的な意見交換や議論があつたかといえばそうは言い難い状況がありました。政府/入管の「難民申請の濫用を防ぎたい」「長期収容者の解消をしたい」という意向と、市民団体/弁護士などの「日本は難民認定率が低い」「保護すべき人を保護できていない」という見解がぶつかる中で対立構造になり、修正協議で少しでもよくしてゆくことが難しかったように、建設的な対話ができてこなかったことは否めません。国会会期中に、法案が成立する前後の話題に終わらせず、何が課題なのかを、それぞれのステークホルダーの観点から共有し、共に建設的な政策を作り出していく状態を目指します。

短期事業計画(2023~2025年)

上記アウトカムの達成、ビジョンの実現、日々の実践への指針として、WELgeeは以下の6点を短期計画の柱に据えています。

1. 育成事業	難民の背景を持ちキャリアを志向する人々が日本企業への就職を目指した準備を整える
2. 就労伴走事業	難民人材と日本企業の人材採用コーディネーションを通じた、難民の社会的・法的・経済的な包摶とエンパワメントの新たな選択肢の確立
3. PR広報	企業の採用意思決定者や政界の意思決定者、企業の人事担当者が「難民活躍が社会・経済・政治的にも重要である」と認知している状態を作る
4. 政策提言	難民の社会統合/社会活躍の文脈を応援してくれる議員との関係性を構築する
5. 産業界への働きかけ	経済団体と共に難民人材雇用企業の挑戦を後押しするプラットフォームを作る
6. 組織基盤	WELgeeの人的・資金的基盤を強化する

1. 育成事業 難民の背景を持ちキャリアを志向する人々が日本企業への就職を目指した準備を整える

- a. 日本特有の就職活動文化や就職活動ノウハウをレクチャーするプログラムの提供
- b. 社会人メンターの協力を得てのメンターシッププログラム提供
- c. 外部の日本語学校と提携した日本語教育の提供

2. 就労伴走事業 難民人材と日本企業の人材採用コーディネーションを通じた、難民の社会的・法的・経済的な包摶とエンパワメントの新たな選択肢の確立

- a. ビジネスセクターに向け「難民人材採用」という採用方法の啓発と営業
- b. 難民人材の採用に関心のある企業における新規ポジションづくりのサポートと適切な難民人材のマッチング
- c. 採用に向けた難民人材と企業のコーディネーション(選考、お試し雇用、本採用に向けたサポート等)
- d. 難民人材の法的地位の安定化が必要な場合、在留資格変更にあたっての行政書士事務所、人材、採用企業との連携
- e. 難民人材の定着と活躍に向けた長期フォローアップ、事例発信

3. PR広報 企業の採用意思決定者や政界の意思決定者、企業の人事担当者が「難民活躍が社会・経済・政治的にも重要である」と認知している状態を作る

- a. WELgee Talentsのリプランディング
- b. 定期的なメディア勉強会の開催
- c. メディアと連携した採用事例、好事例の発信

4. 政策提言 難民の社会統合/社会活躍の文脈を応援してくれる議員との関係性を構築する

- a. 省庁や役所での勉強会・意見交換会の実施
- b. 議員とのパイプ作り
- c. 自治体での連携事例構築

5. 産業界への働きかけ 経済団体と共に難民人材雇用企業の挑戦を後押しするプラットフォーム構築

- a. 経済同友会との「難民人材活躍プラットフォーム」構築
- b. 経済団体の各委員会などでの勉強会
- c. 経済団体の各委員会項目に「難民」「難民人材」に関わる提言を載せてゆく

6. 組織基盤 WELgeeの人的・資金的基盤を強化する

- a. 事業の展開に向けた組織体制の強化
- b. 理事会の運用を含めたガバナンス体制の構築
- c. 認定NPO申請の実施

6-4 資金計画

NPO法人WELgeeの活動



社会的に自立・活躍するためのキャリア支援だけでなく、安定的な法的地位の獲得のための在留資格の変更支援など、法的なアプローチも行っています。そのため、WELgeeの活動をより波及させていくために下記の2つのフェーズにおける6つの支援において資金が必要になります。

- ▶ 育成フェーズ (①キャリア教育 → ②メンターシップ → ③スキル開発 → ④キャリア伴走)
- ▶ 就労伴走フェーズ (⑤人材紹介 → ⑥定着支援)

難民5人

が日本の企業で活躍できるようになるための、キャリア教育と就労プログラムにかかる費用

カテゴリー	内容	費用	金額
メンターシッププログラム運営	プログラム・コーディネーター 人件費(35万/人/月)	3か月	1,050,000円
日本語教育	授業料および教材費	10か月	1,500,000円
就労伴走	キャリアコーディネーター 人件費(35万/人/月)	12か月	4,200,000円
採用企業開拓	企業開拓イベント開催費 (30万円/回) 法人担当人件費 (25万円/人)	年2回 12か月	600,000円 3,000,000円
合計			10,350,000円

難民1人当たり 2,070,000円

100人が就労するのを支援するには、約2億円の資金が必要です。

COLUMN
コラム

05

NPOによる助成金獲得のチャレンジ



助成金によるNPO法人の負担

NPO法人は自団体の活動資金の獲得のため、一般的に、助成団体からの助成金を主な収入源にしています。助成金の申請手続きには、書類審査や面接など複数の段階があり、申請してから助成金を受け取るまでに相当な時間を要します。また、申請したからと言って、必ず支給してもらえるわけではありません。

資金使途等の制限

助成金を受け取ることができたとしても、その多くは単年度事業に対してであり、資金は助成期間内(1年以内)で使い切らなければなりません。また助成団体があらかじめ設定した目的に則した活用が求められます。このように、期間、資金使途に制限があるため、NPOにとって必要な活動資金として柔軟に使いにくいという問題があります。また、人件費などの固定費にも上限があり、内部の人材育成などに資金を使いにくい事情があります。受益者のために活動するNPOに必要な資金の獲得のため、柔軟に使用できる性質の資金が必要となるのです。

参考文献

法務省入国管理局「難民認定手続案内」
<https://www.moj.go.jp/isa/content/930002279.pdf>

法務省出入国在留管理庁「難民認定制度」
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nanmin_00001.html

法務省出入国在留管理庁「令和3年における難民認定者数等について」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/07_00027.html

認定NPO法人難民支援協会「日本の難民認定はなぜ少ないか?一制度面の課題から」
https://www.refugee.or.jp/refugee/japan_recog/#2

認定NPO法人難民支援協会「日本にいる難民のQ&A-難民から見える世界と私たち-」
<https://www.refugee.or.jp/jar/postfile/QA.pdf>

特定非営利活動法人アーユス仏教国際協力ネットワーク「オピニオン・コラム その他の地域」
http://ngo-ayus.jp/column/other/2020/06/cl_talk1_2/

岩田陽子(2011)「我が国の難民認定制度の現状と論点」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』No.70

UNHCR日本「難民とは?」
https://www.unhcr.org/jp/what_is_refugee

UNHCR日本「難民条約について」
<https://www.unhcr.org/jp/refugee-treaty>

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所「難民認定基準ハンドブック-難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き-(改訂版)」
https://www.unhcr.org/jp/wp-content/uploads/sites/34/protect/HB_web.pdf

社会福祉法人日本国際社会事業団ホームページ
<https://www.issj.org>

認定NPO法人Living in Peaceホームページ
<https://www.living-in-peace.org/about/>

社会福祉法人さぼうと21ホームページ
<https://support21.or.jp>

NPO法人アルペなんみんセンターホームページ
<https://arrupe-refugee.jp>

特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センターホームページ
<https://www.amdamedicalcenter.com>

認定特定非営利活動法人難民支援協会ホームページ
<https://www.refugee.or.jp>

NPO法人WELgeeホームページ
<https://www.welgee.jp>

石川えり「難民政策の推移NGOから見た10年間」『移民政策研究』創刊号、2009年、p57

森谷康文「日本における難民問題とソーシャルワーク研究の到達点」『難民研究ジャーナル』第2号、2012年、p26

石川えり「日本の難民受入れーその経緯と展望」駒井洋監修『国際化のなかの移民政策の課題』明石書店、2002

森谷康文「エスニック・コミュニティのない難民申請者へのグループワークによる支援」『難民研究ジャーナル』第1号、2011年

特定非営利活動法人難民支援協会「難民申請者の住環境に関する状況調査」2002年

特定非営利活動法人難民支援協会ウェブサイト「欠如する『住』のセーフティネット」
<https://www.refugee.or.jp/jar/report/2017/03/17-0000.shtml> (2019年11月1日閲覧)

特定非営利活動法人難民支援協会「日本で暮らす難民認定申請者の生活実態調査」2016年

古藤五郎「滞日難民申請者の脱貧困をめぐる困難と葛藤へソーシャルワークの立場から~」『難民研究ジャーナル』第2号、2012年

浅川聖「日本の『内』への難民政策の特徴—難民認定申請者に対する『管理』と『保護』を中心に」『横浜国際経済法学』第21巻第3号、2013年

吳泰成「難民認定制度の当事者経験——日本の難民認定申請者への聞き取りから」『アジア太平洋研究センター年報2017-2018』2018年

渡部清花(2019)「難民問題の恒久的解決と第4の解決法-日本の難民申請者と就労に着目して-」